

特別代理人選任申立書

令和7年5月1日

東京地方裁判所 御中

申立人代理人弁護士 多 湖 章

〒●●●●-●●●●●●

東京都●●●区●●●●●●

申 立 人 ● ● ● ●

〒102-0083

東京都千代田区麹町四丁目3番4号宮ビル4階・5階

多湖・岩田・田村法律事務所（送達場所）

電 話 03（3265）9601

F A X 03（3265）9602

申立人代理人弁護士 多 湖 章

第1 申立ての趣旨

申立人が原告となって、東京都千代田区●●●株式会社●●●●●（不動産登記記録上の商号 株式会社△△△△）を被告とし、貴庁に提起しようとする抵当権設定登記抹消登記手続請求事件について、被告の特別代理人の選任を求める。

第2 申立ての理由

1 当事者

- (1) 申立人は、別紙物件目録記載の土地（甲1。以下「本件土地」という。）を所有する者である。
- (2) 株式会社●●●●●（甲2。以下「相手方」という。）は、東京地方裁判所において令和3年2月10日破産手続開始決定及び令和3年6月21日破産手続終結決定を受け、同破産手続は終了している（甲1）。
そのため、相手方の破産管財人の管理処分権も消滅し（破産法第10条1項及び第220条2項、最判平成5年6月25日参照）、現在は、管理処分権を有する代表者が不存在である。

- 2 本件土地には、相手方を権利者とする別紙登記目録記載の抵当権設定登記が存在する。

3 申立人の妨害排除請求権

よって、申立人は、相手方に対し、本件土地の所有権に基づく妨害排除請求として、上記2記載の登記の抹消登記手続請求訴訟を貴庁に対し提起しようとするものである。

4 特別代理人選任の必要性

- (1) 上記 1 (2) で述べたとおり、相手方は、代表者が不存在の状況である。
- (2) 他方、申立人は、上記 2 の登記が残存するために、本件土地の処分等に多大な支障をきたすことは必至であり（事実上買い手が付かない等）、その抹消登記手続を遅滞すれば損害を受けるおそれがあることは明らかである。
- (3) よって、申立人は、民事訴訟法第 35 条及び第 37 条に基づき、相手方の特別代理人の選任を求める次第である。

(疎明方法)

- | | | |
|---|---------|-------------|
| 1 | 甲第 1 号証 | 全部事項証明書（土地） |
| 2 | 甲第 2 号証 | 閉鎖事項全部証明書 |

(附属書類)

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 申立書副本 | 1 通 |
| 2 | 甲号各証写し | 各 2 通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1 通 |

以 上